

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

JAあまるめのシンボルマークは、大地に踏ん張って真心込めて作物をつくる農家の姿を中心に、最上川の水の恵みと余目の豊かな土地を表現しています。

JAの基本理念である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化への貢献」の実現に向け、JAあまるめでは「地域になくてはならないJAであり続けるため、地域とともに歩む」という経営理念を掲げております。

当組合では、この理念のもと、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と総合保障の提供を通じ、豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定しました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会が、共同で事業運営しております。

【原則6(注6、7)】

1. 組合員・利用者の皆さまへの最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

貯金をはじめとする組合員・利用者の皆さまの暮らしに便利な商品・サービスを、ライフスタイルの変化等に合わせて提供いたします。

組合員・利用者の皆さまに提供する商品は、勤労世代から高齢者まで利用者の特性に応じた商品・サービスを提供しております。

なお当組合は、投資性金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)、**補充原則1～5本文および(注)**】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例:外貨建て共済)は提供しておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)、**補充原則1～5本文および(注)**】

2. 組合員・利用者の皆さま本位の提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

当組合は、以下の組合員・利用者の皆さま一人ひとりに寄り添った活動に取り組めます。

- ① 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、最適な商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売します。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1, 2, 3, 4, 5)】
- ② 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1, 2, 3, 4, 5)】
- ③ 組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料について、組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1, 2, 3, 4, 5)】
- ④ ご高齢の組合員・利用者の皆さまには、より分かりやすく丁寧な説明に努めます。また、ご家族を含めて理解いただけるよう説明に努めます。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1, 2, 3, 4, 5)】

(2) 共済の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1, 2, 4, 5)】
- ② 保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施します。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1, 2, 4, 5)】
- ③ 特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1, 2, 4, 5)】
- ④ なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。【原則4】

3. 組合員・利用者の皆さま本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は、各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまにわかりやすいご説明を心がけるとともに、ご相談に対して迅速に対応いたします。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1, 2, 4, 5)】

4. 組合員・利用者の皆さまの「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声(お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など)」を誠実に受け止め、業務改善に取り組みます。【原則2本文および(注)】

5. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理します。【原則3本文および(注)】

6. 組合員・利用者の皆さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品・保障・サービスを提供し、堅確な事務を行うため、資格取得の支援等に取り組んでおります。

また、組合員・利用者の皆さま本位の業務運営を徹底し、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、各種研修等の機会提供等を通じ継続的に職員育成を行う態勢を構築します。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024年9月改訂)との対応を示しています。